

(改正後全文)

子 発 0903 第 3 号
令 和 2 年 9 月 3 日
(一部改正) 子 発 0428 第 6 号
令 和 3 年 4 月 28 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

同伴児童学習支援事業の実施について

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもの教育体制の強化を図るため、別紙のとおり「同伴児童学習支援事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

同伴児童学習支援事業実施要綱

1 目的

婦人相談所一時保護所 (一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。) 又は婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子ども(以下「同伴児童」という。)が適切に教育を受けられる体制を強化し、同伴児童の支援の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。

3 事業内容

都道府県等は、婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に、教職員としての実務経験者や教職員資格を有する児童指導員としての実務経験者等を学習指導員として配置し、同伴児童の個々の学力に応じた学習指導を行うとともに、必要に応じて教材等を整備するものとする。

また、必要に応じて、同伴児童の原籍校等の教育機関、自治体、児童相談所等への連絡調整等を行うものとする。

4 実施上の留意点

- (1) 学習指導については、同伴児童の学齢等を考慮した対応に努めること。
- (2) DVのある家庭環境にあった同伴児童など、様々な背景を有する同伴児童への対応は、情緒面・行動面・発達面等への影響もあることから、心理療法を担当する職員等と連携し、学習指導に当たること。
- (3) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、関係者間で情報共有を行うことについて、同伴児童の保護者から同意を得ておくこと。

5 経費

事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。